

【別紙】

「学校プールのあり方(仮称)」策定支援業務仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

「学校プールのあり方(仮称)」策定支援業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務の目的

本業務は、老朽化が進む小中学校のプールについて、子どもたちに良質な水泳授業の環境を整えるとともに、プールの管理運営に係るコストや教員への負担削減、児童生徒及び市民の満足度の向上に資するための「学校プールのあり方」(仮称)の策定を支援するため、必要な調査検討を行うものである。

2 適用範囲

本仕様書は、市が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定める。

3 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

※業務期間は上記のとおりであるが、翌年度に予算を繰り越したときは、業務期間を変更することとする。

4 業務内容

本業務は、単に現状調査や他自治体の例を収集し、類似例を提案する業務にとどまらず、本市の水泳授業の実情や生徒児童の要望を最大限に取り入れ、プールのあり方策定に向け積極的に業務を行う。

(1) 現況調査及び分析

ア 本市内学校プールの現状及び課題の抽出

a 設置状況・管理コスト・老朽化現状・改修履歴等

b 水泳授業等での利用状況の現状

イ 水泳事業に関する児童生徒、保護者の満足度及び希望等現状と課題の抽出

(調査対象:小学校5年生、中学校2年生とその保護者)

ウ 民間プール利用実施校の実施状況分析

(対象校:蒲郡市立蒲郡中学校、蒲郡市立塩津小学校)

エ 類似施設の調査・分析

民間プール施設(近隣自治体含む)の状況など社会的動向

(2) 他自治体事例調査及び視察の実施

他自治体において実施されている学校プール運営に関する参考となる取組みを調査・分析し、本市での実施可能性を検討する。また視察については、調査・分析に基づき、本市の学校プールのあり方策定に資する視察先・視察テーマを提案することとする。なお、提案により決定した自治体への視察について、本業務担当職員に同行するものとする。

(3) 設置方法別推定値調査

ア 学校プールは、屋外型(既存施設同様)と、屋内型(仕様は温水プールで、施設規模は屋外型に準ずる)について、以下について調査検討する。

a 概算事業費、1年あたりの管理運営費、設備の耐用年数

b 複数校利用想定時の利用可能校数

c 学校プールの集約化シミュレーション

(複数校によるプール拠点校の共同利用など)

イ 屋内型プール施設(学校施設想定)の一般市民開放の実現可能性について

ウ 学校プールの施設管理及び水泳学習指導に係る業務委託について

現在各学校において実施している学校プール施設の維持・管理や「上記.項目イ」で検討した一般市民開放を含めた学校プール施設の運営、水泳学習指導(民間プールの利用も想定)に関する業務を外部に委託すると仮定した場合に、各学校の他業務への影響や経費などの事業効果を整理し、実現可能性を検討する。

(4) 学校プールの整備・運営における民間活力導入の検討

市内及び近隣自治体における民間プール運営事業者に対し、下記(5)プラン案の立案のため、ヒアリング調査等を行い、下記の内容等の調査検討を実施する。ヒアリング調査については、原則として訪問形式とし、担当職員同行のもと実施する。

ア PPP/PFI 等の民間活力導入の可能性

イ 管理方法や提供サービスの内容

ウ 民間へのプール授業委託による運営形態及び運営コストのメリット及びデメリット

(5) 方針・プラン案等の立案及び実現可能性の検証

上記(1)~(4)の調査検討に基づき下記の内容等を踏まえた、学校プールのあり方の「方針」及び「方針に基づいたプラン案」を立案する。

ア 水泳授業の集約及び民間委託での運用を想定した児童生徒の移動時間、手段検証

イ 民間プールでの受け入れの可能性

ウ 民間委託によるリスク分担

エ それぞれのプラン案について、約50年先(蒲郡市公共施設マネジメント実施計画による)を見据えた「ライフサイクルコスト」の算出

オ 屋内型プールを整備した場合(一般市民開放想定)の市内民間プール施設への影響

(6) 学校プール施設を廃止した場合、その跡地利用についての考え方

(7) その他、専門的見地からの提案

(8) 打ち合わせ実施及び会議開催等の支援

下記に示すとおり、担当部署との打ち合わせを行い、本業務の実施にあたり開催される各種会議について、資料作成等の運営補助を行う。

ア 担当者との打ち合わせ(月1回程度)及び全体的なスケジュール管理
(打ち合わせについては、内容・状況に応じてオンラインも可とする。)

イ 庁内検討会議

ウ 総合教育会議、教育委員会会議、市議会

エ パブリックコメント(実施時期想定:令和5年1~2月頃)

(9) 本方針及び概要版等の原稿(電子データ)など成果品の作成

5 成果品

- (1) 以下のものを成果品として蒲郡市に納品すること。
 - ア アンケート結果報告
(A4版、4色刷り、簡易製本) 2部
 - イ 学校プールのあり方(仮称)本編
(A4版、最大約120ページ、表紙・本文フルカラー、無線綴じ) 200部
 - ウ 学校プールのあり方(仮称)概要版
(A3版、両面、フルカラー) 1,000部
 - エ 上記及び分析資料等の電子データ(CD-R、DVD-R等)一式
※電子データのファイル形式は、ワード、エクセル、PDFとする。

6 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次市と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、市の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- (4) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は市に帰属すること。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者が別途協議する。